

習志野市モビリティシェアリング事業 パートナー事業者募集要領

習志野市後期基本計画に掲げる『安全・安心「快適なまち」』を目標とした施策の一つである『道路交通施策の推進』において、鉄道駅およびその周辺地区や主要な生活施設、公共施設などを利用する市民や来街者の利便性・回遊性向上、地域活性化等を目的に、新たな移動手段としてモビリティシェアリングの利用を促進するべく、本市と共同で本事業を実施するパートナー事業者（以下「事業者」という。）を公募します。

1. 事業概要

「習志野市モビリティシェアリング事業 仕様書」のとおり

2. 決定方法

- ・応募書類の内容を審査し、事業者を決定します。
- ・応募書類の内容に虚偽の記載があると判断した場合は、失格とします。
- ・市が設置する選定委員会において、応募書類による書類審査並びに別紙「選定基準」に基づいて評価を行い、事業者を決定します。
- ・決定にあたっては最低基準（60 点以上）を満たした者のうち、得点が最も高い者を事業者として決定します。
- ・得点が最も高い者が複数の場合は、選定項目のうち「運営・設備管理」の評価が最も高い者を事業者として決定します。
- ・参加事業者が 1 者であった場合も評価、決定を行います。
- ・評価の結果、最低基準を満たす参加事業者がいなかった場合は、事業者の決定は行わないものとします。
- ・決定の結果は、習志野市ホームページで公表します。

※必要に応じ、別途書類を提出いただく場合があります。

3. 参加資格

以下の要件を満たしていること

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がされていない者ではないこと。
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 本市に本社若しくは支店又は営業所を有する法人の場合、習志野市の市

税を滞納していないこと。また、市外又は県外に本社をおく法人の場合、本社が所在する市区町村の税を滞納していないこと。

- (5) 参加申込をしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び習志野市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (6) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処されている者がいないこと。
- (7) 自治体との共同によるモビリティシェアリング事業、あるいは同様の事業の実績があること。
- (8) 参加申込時点で、「習志野市モビリティシェアリング事業 仕様書」の条件を満たしていること。

4. 協定の締結

決定された事業者は、習志野市と協議の上、速やかに習志野市モビリティシェアリング事業に関する協定を締結することとします。なお、決定された事業者が、協定締結までに以下の事由に該当した場合は、その決定を取り消し、協定を締結しないことができるものとします。

- (1) 応募資格を喪失したとき
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき
- (4) 財務状況の悪化等により、協定の締結に応じないとき
- (5) 社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切ではないと判断されるとき
- (6) その他、市長により、協定の締結が適当でないと判断されるとき

5. 留意事項

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 書類等の作成及び提出に関する費用は、参加事業者の負担とします。なお、提出された書類は、決定結果に関わらず返却しません。
- (3) 書類等の提出期限以降の変更、修正、差し替え又は再提出は認めません。
- (4) 提出された書類に基づき審査を行いますが、決定後、必要に応じ、習志野市と事業者の協議のうえ修正を依頼する場合があります。
- (5) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合は失格となります。
- (6) 業務の一部について、他社に委託等する際は、事前に習志野市の承諾を

受けることとします。

- (7) 応募書類は、習志野市情報公開条例に基づく公開請求により公表する場合があります。

6. 業務担当

習志野市政策経営部総合政策課

住 所 〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号 習志野市庁舎3階

電話番号 047-453-9222

F A X 047-453-9313

7. スケジュール

応募書類の配布、受付	令和3年1月13日（水）から令和3年1月29日（金）まで
質問書の受付	令和3年1月13日（水）から令和3年1月20日（水）まで
質問書の回答	令和3年1月21日（木）までに
書類審査	令和3年2月10日（水）までに
審査結果通知	令和3年2月中旬 予定
協定締結	令和3年2月下旬 予定
準備期間	協定締結後～令和3年3月中を予定
事業開始	準備が整い次第、事業開始

8. 参加手続

(1) 応募書類の提出について

参加意向がある場合は、下記方法により応募書類を提出してください。

①受付期間

令和3年1月13日（水）から令和3年1月29日（金）午後5時まで

②提出方法

申請書等に所定の事項を記入のうえ、持参または郵送

※持参の場合は、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで受付

※郵送の場合は、受付期間までに必着のこと。

③提出場所

住 所 〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号 習志野市庁舎3階
習志野市政策経営部総合政策課（担当：高橋、渡部）

④提出書類

ア 習志野市モビリティシェアリング事業 申請書（様式第1号）	1部
イ 法人の登記事項証明書	1部
ウ 納税証明書（該当する市町村民税もしくは特別区民税）	1部

エ 印鑑証明書（原本） 1 部

オ 習志野市モビリティシェアリング事業 提出書類（様式第 2 号） 8 部

⑤申請書類の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とします。

- ・定められた期間内に申請書等を提出していない場合
- ・提出書類に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合
- ・会社更生法等の適用申請等契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- ・審査の公平を害する行為があった場合

（２）質問書の提出について

本募集要領の内容について不明な点がある場合は、下記の条件で質問を受付けます。

①受付期間

令和 3 年 1 月 13 日（水）から令和 3 年 1 月 20 日（水）午後 5 時まで

②提出方法

「習志野市モビリティシェアリング事業に関する質問書（様式第 3 号）」を下記宛てに直接提出するか、FAX で送付してください。（質問がなければ不用）

なお、電話・口頭・メール等での質問は一切受け付けません。

習志野市政策経営部総合政策課 FAX 047-453-9313

③回答方法

質問に対する回答は令和 3 年 1 月 21 日（木）午後 5 時までに、習志野市ホームページに掲載する予定です。

なお、質問の内容により、事業者決定の公平性を保てない場合には、回答しないことがあります。

（３）審査結果通知

①通知日

令和 3 年 2 月中旬 予定

②通知方法

応募事業者全員へ結果を通知し、採択者のみ習志野市ホームページで公表します。（会社名等）

③注意事項

審査内容に関する質問や審査結果に対する異議の申し立ては受け付けません。

選定基準

項 目		基 準	配点
1. 事業基本方針	基本方針	事業の目的、内容は十分か。	15
	年度毎の方針	仕様書による事業目的達成に向けた計画性はあるか。	
2. 運営・設備管理	利用者の登録方法	容易に多くの利用者が登録できる方法か。	35
	利用方法	誰もが簡易に利用できる方法か。	
	利用料金	利用者が利用しやすい料金設定か。	
	多言語対応	日本語のほか、多言語に対応しているか。	
	自転車及びモビリティポート等の仕様	器材のデザイン、機能は適正か。	
	自転車の再配置方法	利用者の支障とならない方法か。	
	器材のメンテナンス方法	利用者の利便性・安全面に考慮されているか。	
3. 安全対策等	緊急時の対応	体制は十分に整っているか。	15
	違法駐輪対策	効果が期待できる対策であるか。	
	個人情報の管理	漏えい等を防止する体制が構築されているか。	
4. 地域連携	習志野市施策との連携	交通、地域活性化等、本市の施策との連携に効果が見込めるか。	15
	提供可能データ	施策に有効となるデータの提供が見込めるか。	
	新規性、拡張性	事業の展開に期待できるか。	
5. 運営能力等	事業実績	自治体との共同による事業実績は十分か。	20
	既存登録者数	登録者の実績はあるか。	
	採算性	事業成立及び継続が期待できるか。	
	利用者増の取組み	期待できる取組みであるか。	
合 計			100

習志野市モビリティシェアリング事業 申請書

令和 年 月 日

習志野市長 あて

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

T E L

F A X

担当者氏名

担当者電話

習志野市モビリティシェアリング事業の参加を希望しますので、次の関係書類を添えて資格審査を申請します。

なお、募集要領に記載された参加資格を満たしており、この申請書及び提出書類に虚偽又は不正がなく、記載事項は全て事実と相違がないことを誓約します。

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 納税証明書（該当する市区町村民税もしくは特別区民税）
- (3) 印鑑証明書（原本）
- (4) 習志野市モビリティシェアリング事業 提出資料（様式第 2 号）

習志野市モビリティシェアリング事業 提出資料

1. 事業方針について

(1) 方針（運営に関すること）

(2) 年度毎の方針（職員数、ポート数、自転車等台数、登録者数など）

2. 運営・設備管理について

(1) 利用者の登録方法

(2) 利用方法

(3) 利用料金

(4) 多言語対応

(5) 自転車及びモビリティポート等の仕様

(6) 自転車等の再配置方法

(7) 器材のメンテナンス方法

3. 安全対策等

(1) 緊急時の対応

(2) 違法駐輪対策

(3) 個人情報の管理

4. 地域連携

(1) 習志野市施策との連携

(2) 提供可能データ

(3) 新規性、拡張性

5. 運営能力等				
(1) 事業実績				
市区町村名	期間	ポート数 (うち自転車等台数)	登録者数	備考 (稼働率など)
※連携協定書などの写しを添付すること。				
(2) 既存登録者数				
(3) 採算性				
(4) 利用者増の取組み				

習志野市モビリティシェアリング事業に関する質問書

令和 年 月 日

政策経営部総合政策課 あて

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

質問事項

【担当者連絡先】

部署・所属

職名・氏名

電 話 番 号